

監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成20年12月22日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月19日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	大	松	健

1 監査結果と措置の件数

20 監査公表第13号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分
・・・33件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第13号（平成20年9月11日付 福岡市公報第5576号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

（1）総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約の履行確認について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市新・基本計画の成果指標に関する意識調査」業務委託において、委託業務が完了していなかったにもかかわらず、履行確認を適切に行わないまま業務完了と認め、委託料を支出している事例が見受けられた。</p> <p>委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。</p> <p>(ア) 実施要領等に成果品の一部として定められた要約版パンフレット及びそれと同一内容を納めたCD-Rが納品されていなかった。</p>	<p>委託契約の完了検査に当たっては、福岡市契約事務規則に基づき履行確認を適切に行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、</p> <p>(ア) 要約版パンフレット及びCD-Rは既に納品され、仕様内容に従ったものであることを確認した。</p> <p>(イ) 要約版パンフレットの調査協力者への郵送については、要約版パンフレットの納品後、直ちに郵送し、完了した。</p>
<p>(イ) 仕様書において、要約版パンフレットを調査協力者に郵送することと定められているが、終了していなかった。 (企画課長)</p>	

（2）環境局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託業務の履行確認について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認</p>	<p>委託業務の履行確認については、福岡市契約事務規則に則り、アンケート結果の分析集計に係る報告書を提出させ、履行確認を行った。</p>

<p>められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約書に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市空き缶プレスカー環境教育業務委託」契約事務において、仕様書で指示していたアンケート結果の分析集計に係る報告書が提出されていなかったにもかかわらず、履行完了と認め委託料を支出していた。アンケート結果の分析集計については、本委託の成果として重要な情報であり有効活用を図る必要がある。</p> <p>委託業務の履行確認に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(環境啓発課)</p>	
<p>(1) 委託契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約書類を作成するとともに、業務完了後は完了検査により履行確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、契約書に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成19年度及び同20年度「まもるーむ福岡管理運営業務委託」契約事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていたことから、委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>契約書添付書類の件については、今後契約書を交わす際に決裁者によるチェックを徹底し再発防止に努めることとした。</p>

<p>a 平成19年度の契約書に、公表していない設計金額の総額が記載された設計書を添付していた。また、当該契約の相手方を平成20年度の契約の相手方に選定し、契約を締結していた。</p>	
<p>b 実績報告書において、設計書で定める従事者の勤務時間数を大幅に下回っているにもかかわらず、履行確認を十分行わないまま業務完了と認め、委託料を支出していた。 (環境啓発課)</p>	<p>履行確認の件については、実績報告書において施設内業務従事者の従事時間数のみを報告させていたため、設計書の勤務時間数との間に齟齬が生じていたものであり、事業の企画・準備などの施設外業務従事者の従事時間数を含めた総勤務時間数は設計書の勤務時間数を満たしていることを確認した。なお、今後は、実績報告書その他の契約関係書類の見直しを行い、履行確認を確実に実施する。</p>

(3) 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>(7) 契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 委託等の契約事務に当たっては、事前に業務内容や手順、目的物の性能等を十分検討したうえで、契約書を作成し、その履行を担保しなければならない。また、契約により得られた成果品は、その目的を踏まえ、速やかに有効活用を図らなければならない。しかしながら、平成20年度「港湾施設管理台帳システム保守等業務」の委託契約事務及び同年度「港湾施設管理台帳システム機器(サーバー等)」の賃貸借契約事務並びに平成19年度「博多港港湾施設管理台帳システム改良業務」の委託契約事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなってい</p>	<p>平成20年度「港湾施設管理台帳システム保守等業務」の委託及び同年度「港湾施設管理台帳システム機器(サーバー等)」の賃貸借における契約事務については、平成20年4月1日付で契約を締結した。また、今後の契約事務の執行については、福岡市契約事務規則に基づき適正な事務処理等を行うよう所属職員に対し書面等による周知徹底を図った。</p>

<p>た。</p> <p>契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、業務内容を十分に検討のうえ契約関係書類を作成し、適切に執行されたい。また、契約により得られた成果品については、当該目的が達成できるよう、効率的かつ有効に活用されるよう注意されたい。</p> <p>a 平成 20 年度「港湾施設管理台帳システム保守等業務」の委託及び同年度「港湾施設管理台帳システム機器(サーバー等)」の賃貸借における契約事務について、契約書を作成しないまま業務を履行させていた。</p>	
<p>b 平成 19 年度「博多港港湾施設管理台帳システム改良業務委託」の契約事務において、成果品(新 OS (Windows X P) 対応システム)の完了検査を平成 20 年 3 月 15 日に行っていたにもかかわらず、システム機器の構成等に検討を要したため、平成 20 年 4 月に導入すべき機器(サーバー等)の更新が遅延し、実査日(平成 20 年 5 月 8 日)現在、改良後の新 OS (Windows X P) 対応システムで運用されていなかった。</p> <p>(管理課)</p>	<p>平成 19 年度「博多港港湾施設管理台帳システム改良業務委託」で納品された成果品については、平成 20 年 6 月 5 日の「港湾施設管理台帳システム機器賃貸借契約」の入札及び平成 20 年 6 月 9 日に長期継続契約の締結を経て、システム機器等の更新作業時に活用(インストール処理)した。なお、今後の事務の執行に関しては、所属職員に対し効率性や経済性等を勘案した事務処理を行うよう書面等による周知徹底を図った。</p>
<p>(1) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成 20 年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが、港湾</p>	<p>タクシー乗車券管理事務については、局内に通知を出し「福岡市タクシー借上事務取扱要綱」に基づき適正な管理を行うよう周知徹底を図った。</p>

<p>局総務課をはじめ各課において多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり，事故防止の観点からも，福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。</p> <p>(総務課，土地利用推進課，振興課，計画課長(港湾計画担当)，計画課長(事業調整担当)，工務課，事業管理課)</p>	
--	--

(4) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 行政財産(A分団車庫)の適正な管理を求めるもの</p> <p>公有財産については，福岡市公有財産規則等に基づき，常に善良な管理者の注意をもって管理し，その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。しかしながら，行政財産(A分団車庫)の現地調査を行ったところ，次のような事例が見受けられた。</p> <p>消防局においては，同様の施設を市内に多数所管しており，各施設の状況の把握に努め，その用途や機能を最大限に活かせるよう，施設の安全の確保とあわせて適正に管理されたい。</p> <p>a 地元消防団により建物の一部が増改築され，既存の設備が移設撤去されていたが，福岡市公有財産規則等に基づく本市の承認等の手続を経ていなかった。</p>	<p>増改築部分については，消防団と協議した結果，新年度の早い時期に原状回復することとした。</p>
<p>b 腐食が進行しているホース乾燥台については，補修や部外者の進入防止の対策が必要である。</p> <p>(管理課)</p>	<p>ホース乾燥台については，部外者進入防止用のフェンスが破損していたので，平成20年6月に補修を実施した。</p>

<p>(1) 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金の交付について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市は補助金の交付に当たっては、福岡市補助金交付規則等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら、平成 19 年度の「A 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金」及び同「B 婦人自衛消防隊防火クラブ事業補助金」の交付事務において、交付先団体への適切な指導がなされておらず、交付申請書や実績報告書の内容が不適切なものとなっていた。</p> <p>補助金の交付に当たっては、その目的を踏まえ、補助対象経費を明確にするとともに、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 交付申請書において、活動計画と収支計画が整合しておらず、事業内容が相違しているなど、不適切なものであったにもかかわらず、内容の確認を十分行わないまま交付決定を行っていた。</p>	<p>平成 20 年度の補助金交付事務に当たっては、福岡市補助金交付規則等に則り、補助金交付申請書の内容確認を十分に行ったうえで補助金の交付決定を行った。</p> <p>なお、事務担当者に、平成 20 年 7 月実施の補助金支出事務に関する研修を受講させ、当該事務の適正な処理について周知徹底を図った。</p>
<p>b 実査日現在、実績報告書が提出されておらず、補助事業の成果の確認や補助金額の確定を行っていないかった。</p>	<p>平成 20 年度以降の補助事業の実績報告書については、速やかな提出を求め、補助事業の成果の確認や補助金額の確定を行うなど、福岡市補助金交付規則等に則った適正な処理を行う。</p> <p>なお、事務担当者に、平成 20 年 7 月実施の補助金支出事務に関する研修を受講させ、当該事務の適正な処理について周知徹底を図った。</p>
<p>c 実査後に提出された実績報告書において、収支報告の内容が収支計画</p>	<p>平成 19 年度の実績報告書については、監査指摘を受け、福岡市補助金交付規則</p>

<p>と大幅に相違し、活動報告とも整合していないものがあつたにもかかわらず、内容の確認を十分行わないまま補助金の額を確定していた。</p> <p>(予防課)</p>	<p>等に則り、適正な実績報告書を提出させ補助事業の成果の確認や補助金の額の確定を行った。</p> <p>なお、事務担当者に、平成 20 年 7 月実施の補助金支出事務に関する研修を受講させ、当該事務の適正な処理について周知徹底を図った。</p>
--	---

(5) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>青写真焼付等の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の調達に当たっては、福岡市交通局契約事務規程等に基づき、その内容に応じた契約を締結し、適正に執行しなければならない。しかしながら、平成 19 年度の「列車運転曲線図」の青写真焼付等の発注において、別途締結している「青写真焼付等単価契約」に該当する規格や単価が設定されていなかったため、業者の請求金額に見合うよう同契約に定める規格及び単価を用いて、事実と異なる数量を設定して発注していた。</p> <p>青写真焼付等の発注に当たっては、その内容に応じて適正な契約手続を行うよう注意されたい。</p> <p>(運転課)</p>	<p>今回指摘を受けた「列車運転曲線図」等、特殊な規格の印刷物については、今後「青写真焼付等単価契約」による契約ではなく、その都度、内容に応じた契約手続を行うこととした。</p>

2 テーマ監査

環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>イ 当該事業の経費については、一旦、本市の他課へ二次交付した後、さらに三次交付するという複雑な資金の流れとなっており、事務局の出納経理に効率性を欠くものとなっていた。</p> <p>(環境局計画課，同局環境啓発課関連)</p>	<p>平成 20 年 6 月に「川の自然観察会運営要領」の見直しを行い、協議会事務局において川の自然観察会の出納経理を行うよう変更した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成 18 年度「臨港地区内空洞化調査業務委託」 (契約金額 420 万円)</p> <p>本委託の実施にあたって検討した結果、本委託調査箇所以外に緊急に調査を行う必要があったため調査箇所の一部の変更を行った。しかし、その変更の内容で調査業務を行わせたにもかかわらず契約変更をしないまま委託業務を実施した。その変更の内容について適正に設計積算し契約変更を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(維持課)</p>	<p>設計積算については、建設部で研修を実施し、所属職員に対し業務内容に変更が生じた場合は適正な変更設計を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成 18 年度「アイランドシティ地区平成 18 年度仮護岸 (B5) 築造工事」 (契約金額 8 億 1,585 万円)</p> <p>港湾整備事業については港湾請負工事積算基準等により設計積算しているが、アイランドシティ地区等での市単独事業では、その基準内の諸経費について独自の積算方針を定めている。本工事については市単独事業でありながら、その積算方針と相違する諸経費により設計積算し、その結果過大な設計となっていた。</p> <p>チェック体制の充実を図るとともに適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(建設課)</p>	<p>諸経費の設計積算については、積算方針に基づき設計積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図るとともにチェックリストにより、同じ誤りをしないようにチェック体制の充実を図った。</p>

<p>c 平成 18 年度「アイランドシティ地区 平成 18 年度 5 工区表層処理工事(その 3)」 (契約金額 4 億 1,160 万 4,200 円) 本工事については、工事車両の公道 への出入が必要となり、公道への出入 り口に水道水を使用した洗車設備を設 計変更により設けていた。この設備で 使用する水道料金の設計積算におい て、「一時用の料金」を適用すべきと ころ、誤って「家事用以外の用の料金」 を適用して水道料金を算出していた。 さらに、その水道料金は直接工事費に 計上すべきところ、共通仮設費役務費 内に計上していた。 このことにより、経費に間違いが生 じていた。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>水道料金の設計積算については、積算 基準及び水道料金の適正な支払方法に より設計積算を行うよう所属職員に対 し研修を行い、周知徹底を図るととも にチェックリストにより、同じ誤りをし ないようにチェック体制の充実を図った。</p>
<p>d 平成 19 年度「アイランドシティ地 区 5 の 1 工区地盤改良工事(その 1)」 (契約金額 2 億 4,040 万 3,800 円) 排水工の設計積算において、排水用 の工事用水中ポンプ 24 台が計上され ている。この設計単価については、 50Hz 用の単価を採用し積算していた。 商用電源は 60Hz であり、しかもより 安価な 60Hz 用の単価を採用すべきで あった。施工については、60Hz 用水 中ポンプが設置されている。 今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(建設課)</p>	<p>工事用水中ポンプの設計積算につい ては、適正な単価により設計積算を行 うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹 底を図るとともにチェックリストによ り、同じ誤りをしないようにチェック体 制の充実を図った。</p>
<p>(1) 契約事務において、次のような不適 切な事例が認められたので注意を求め るもの 平成 18 年度「アイランドシティ地区</p>	<p>契約事務の手続きについては、契約書 に基づき工事内容の変更に関わりのな い単価の修正変更をしないよう所属職 員に対し研修を行い、周知徹底を図ると</p>

<p>平成 18 年度 3 工区在来地盤改良工事」 (契約金額 2 億 8,665 万円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において揚土工に使用する空気圧送船運転の単価やその他多くの単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>なお、同様の契約変更内容については前回の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(建設課)</p>	<p>ともにチェックリストにより、同じ誤りをしないようにチェック体制の充実を図った。</p>
<p>(ウ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 17 年度「箱崎ふ頭北 - 7 . 5 m 岸壁災害復旧工事 (その 1)」 (契約金額 3 億 5,917 万 5,600 円)</p> <p>(a) 本工事のペーパードレーン打込の設計積算において、ドレーン材の設計単価は複数社からの見積りにより決定している。その設計単価を見積りから採用するときに、最低価格より高額の見積りから採用していた。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図るとともに、適正な設計積算を図られた</p>	<p>工事の設計積算に際しては、適正な設計積算に努めるとともに、一層、精査を徹底に行うよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、管理・監督者も含めてチェック体制の強化を図っていくこととした。</p>

い。	
<p>(b) 本工事は、工事内容に変更が生じたことにより2回にわたり設計変更が行われている。その2回目の設計変更の中で、液状化対策工におけるペーパードレーン打込について、工法についての現場条件等の変更がないにもかかわらず、当初この工法の特許使用料を計上していなかったという理由を以て、特許使用料が新たに追加計上され契約変更がされていた。</p> <p>しかし、当初契約ではこの施工方法については条件明示されており、設計変更時にもこの条件変更はなされていない。現場条件等の変更がない以上、特許使用料を計上した契約変更をすべきではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(工務課)</p>	<p>工事の設計変更に際しては、契約内容を照査し、変更の対象として該当するかどうかを十分検討したうえで変更手続きを行うよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、管理・監督者も含めてチェック体制の強化を図っていくこととした</p>

(2) 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成18年度「天神駅トイレ改良工事」 (契約金額5,285万1,855円)</p> <p>本工事において給水設備工事を行ったが、「福岡市水道給水条例」によると、給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者の承認を受け、完了後に検査を受けなければならない。また排水設備工事も行ったが、「福岡市下水道条例」によると、排水設備の新設等をする場合は、あらかじめ市長の確認を受け、完了後に検査を受けなければならない</p>	<p>『福岡市水道給水条例』及び『福岡市下水道条例』に定める手続きについては、適正な施工管理について所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>ない。しかし、これらの手続きがなされていないかった。</p> <p>「福岡市水道給水条例」及び「福岡市下水道条例」を遵守し、これらの条例に定める手続きを行うべきであった。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	
<p>また、下記3件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>・平成18年度「大濠公園駅トイレ改良工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額2,966万5,335円）</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>
<p>・平成19年度「西新駅トイレ改良工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額6,609万6,450円）</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>
<p>・平成19年度「中洲川端駅トイレ改良工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額4,972万1,700円）</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>
<p>b 平成19年度「平成19年度構造物改良工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額4,083万3,450円）</p> <p>本工事は、地下鉄1、2号線の土木構造物について経年劣化箇所を改良する工事であるが、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（技術課）</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条等の規定に基づいた通知書の提出については、工事の適正な施工管理を図る目的で作成している監督員業務チェックリストの「建設副産物」の欄に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条等の規定に基づいた通知書の提出の項目を追加した。今後は、このチェックリストを踏まえ、監督員と総括監督員により、ダブルチェックを行い、提出失念を防止することとした。</p>